

自転車活用推進計画(案)の概要について



1. 自転車活用推進計画の構成



1. 総論

- (1) 自転車活用推進計画の位置付け(経緯、法律の基本理念等)
- (2) 計画期間
- (3) 自転車を巡る現状

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

➤ 長期的な展望を視野に入れつつ、自転車の活用の推進を通じて目指すべき目標と実施すべき施策を記述

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

➤ 計画期間中に講ずべき具体的な措置を記述

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 関係者の連携・協力
- 計画のフォローアップ、見直し
- 財政上の措置等
- 調査・研究、広報活動等
- 附則に対する今後の取組方針

1. 総論



(1) 自転車活用推進計画の位置づけ

- 自転車に関して、これまで、「自転車道の整備等に関する法律」(昭和45年法律第16号)や「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(昭和55年法律第87号)に基づき、大規模自転車道の整備、交通事故対策、放置自転車対策等を推進。
- 自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする自転車活用推進法(平成28年法律第113号)が平成29年5月1日に施行。
- 自転車活用推進計画は、自転車の活用の推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、自転車活用推進法第9条に基づいて定めるものであり、我が国の自転車の活用の推進に関して基本となる計画として位置付け。



(2) 計画期間

長期的な展望を視野に入れつつ、2020年度まで

(3) 自転車を巡る現状と課題

- | | | | | |
|------------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------|---------------------|
| ○自転車の多様化 | ○自転車本来の通行空間の整備が断片的 | ○自転車対歩行者の事故への対応 | ○コンパクトシティの形成に向けた自転車の利用促進 | ○生活習慣病の予防による健康寿命の延伸 |
| ○子どもの体力・運動能力は依然として低く、二極化している | ○外国人観光客のニーズが体験型観光へと変化 | ○死亡事故の約8割を占める自転車の法令違反 | ○災害時における地域の安全安心の向上に資する自転車の活用 | |

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策



目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

- 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進。(基本方針①)

【指標】自転車活用推進計画を策定した地方公共団体数

[実績値 0団体(2017年度) ⇒ 目標値 200団体(2020年)]

【指標】都市部における歩行者と分離された自転車ネットワーク概成市町村数

[実績値 1市町村(2016年度) ⇒ 目標値 10市町村(2020年度)]

- 路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備、自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等により、自転車通行空間の確保を促進。(基本方針②)

- シェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進。(基本方針③、⑪)

【指標】サイクルポートの設置数

[実績値 852箇所(2016年度) ⇒ 目標値 1,700箇所(2020年度)]

- 地方公共団体と鉄道事業者の連携を強化すること等により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進。(基本方針⑪、⑯)

- 社会実験等を踏まえて、駐輪場やシェアサイクルの運営、放置自転車対策等の効率化に向けて自転車のIoT化を促進。(基本方針⑦)

- 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を実施。(基本方針①、⑯)

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

- 自転車競技の普及・振興に向け、国際規格に合致した自転車競技施設の整備等を促進。(基本方針④)

- 公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興を推進。(基本方針⑩)

- 国民の健康に関する理解力を底上げし、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進。(基本方針⑨)

- 企業等への呼びかけ等により、自転車通勤等を促進。(基本方針⑨)

【指標】通勤目的の自転車分担率

[実績値 15.2%(2015年度) ⇒ 目標値 16.4%(2020年度)]

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

- 関係者が連携して、自転車に関する国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致を推進。(基本方針⑬)

- 官民が連携した走行環境の整備や、サイクルトレインの拡大等によるサイクリストの受け入れ環境の整備等により、世界に誇るサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムを推進。(基本方針⑭)

【指標】先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの数

[実績値 0ルート(2017年度) ⇒ 目標値 40ルート(2020年度)]

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

- 自転車が備えるべき安全性に関する品質基準について、国民に分かりやすく示し、高い安全性を備えた自転車の普及を促進。(基本方針⑤)

【指標】自転車の安全基準に係るマークの普及率

[実績値 29.2%(2016年度) ⇒ 目標値 40%(2020年度)]

【指標】自転車技士の資格取得者数

[実績値 80,185人(2017年度) ⇒ 目標値 84,500人(2020年度)]

【指標】自転車乗用中の交通事故死者数

[実績値 480人(2017年) ⇒ 目標値 第10次交通安全基本計画の計画期間に、自転車乗用中の死者数について、道路交通事故死者数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指す。(2020年度)] ※本指標については13~17に対応。

- 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進し、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進。(基本方針⑥)

- 国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車の安全な利用を促進(基本方針⑧)

- 自転車を含む交通安全教育を推進するため、学校における交通安全教室の開催等を推進。(基本方針⑧)

【指標】交通安全について指導している学校の割合

[実績値 99.6%(36,325校)(2015年度) ⇒ 目標値 100%(36,487校)(2019年度)]

- 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進。(再掲)

- 危機管理体制を強化する等、災害時における自転車の活用を推進することにより、地域社会の安全・安心を向上。(基本方針⑫)

3. 自転車の活用推進に関し講すべき措置(案)



目標	実施すべき施策	講すべき措置
目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成	1. 自転車通行空間の計画的な整備推進	①地方公共団体における自転車活用推進計画策定の支援 ②ガイドラインに基づく自転車通行空間の整備推進 ③「自転車車線」設置に関する規定の追加 ④自転車通行空間の事例集作成 ⑤道路標識・道路標示・信号機の適切な設置・運用 ⑥自転車マップ作成及びWeb地図の在り方の検討 ⑦オリンピック・パラリンピックに向けた自転車通行空間の整備推進 ⑧自転車の利用促進に関する広報啓発
	2. 路外駐車場等の整備及び違法駐車取締りの推進	①路外駐車場の整備等の推進 ②植樹帯の活用等による停車帯の設置に関する検討 ③パーキング・メーター等の撤去の検討 ④駐車禁止等の規制実施 ⑤違法駐車取締りの積極的な推進 ⑥駐車監視員による違反車両の確認
	3. シェアサイクルの普及促進	①シェアサイクル事業の規制・支援の在り方の検討 ②公共用地・民地等へのサイクルポート設置の在り方の検討 ③鉄道駅周辺へのサイクルポート設置の推進 ④サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備促進 ⑤貸出・返却システム共同化の検討 ⑥交通系ICカードによる利用に向けた運用改善 ⑦経路検索の対象化に向けた検討 ⑧オリンピック・パラリンピックに向けた重点配備
	4. 地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進	①路上への駐輪場設置の促進に向けた検討 ②ニーズに応じた駐輪場の整備事例等の周知 ③鉄道事業者への積極的な協力の要請 ④サイクルラックに関する技術基準の見直し
	5. 自転車のIoT化の促進	①全国統一のICタグ導入の検討 ②シェアサイクルの自転車再配置へのIoT技術の活用 ③情報通信技術の活用方策に関する調査研究
	6. まちづくりと連携した総合的な取組の実施	①まちづくりと連携した自転車施策の推進 ②生活道路における交通安全対策の実施 ③無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備
目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現	7. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進	①競技施設整備に対する支援の在り方に関する検討
	8. サイクルスポーツ振興の推進	①既設競輪場や公園等の有効活用の促進 ②多様な自転車の走行環境の在り方に関する検討 ③タンデム自転車の公道走行に関する検討
	9. 自転車を活用した健康づくりの推進	①自転車活用による健康増進に関する広報啓発 ②健康増進と連携した観光事業の促進 ③自転車活用による健康増進の好事例の収集・展開 ④健康増進効果に関する調査研究 ⑤まちづくりと連携した自転車施策の推進（再掲6-①） ⑥生活道路における交通安全対策の実施（再掲6-②） ⑦無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備（再掲6-③）
	10. 自転車通勤等の促進	①自転車通勤拡大のための広報啓発 ②「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの創設 ③国の機関における駐輪場の整備
目標3 サイクリツリズムの推進による観光立国 の実現	11. 国際的なサイクリング大会等の誘致	①国際会議の開催誘致 ②国際的なサイクリング大会に対する支援の在り方の検討
	12. 世界に誇るサイクリング環境の創出	①官民連携による先進的なサイクリング環境の整備 ②広域的サイクリングロードの整備推進 ③「ナショナルサイクルルート」の創設 ④好事例の共有によるサイクルトレイン等の実施拡大 ⑤交通結節点等におけるサイクリスト受入サービスの充実
目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現	13. 安全性の高い自転車普及の促進	①自転車の安全基準の在り方に関する検討 ②消費者の安全な自転車利用につながる広報啓発 ③自転車の積載制限に関する検討
	14. 自転車の点検整備の促進	①自転車技士・自転車安全整備士制度への支援等 ②自転車技士・自転車安全整備士の受験要件等に関する検討
	15. 自転車の安全利用の促進	①自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知 ②交通安全意識向上を図るための広報啓発 ③ヘルメット着用の促進に向けた広報啓発 ④自転車運転者講習制度の着実な運用 ⑤交通安全に関する指導技術の向上 ⑥高齢者向けの交通安全教室の実施 ⑦自転車通行空間の整備に合わせた通行ルールの広報啓発 ⑧公務員に対するルールの遵守の徹底 ⑨自動車教習所における教育の実施 ⑩高齢者をはじめとする多様なニーズに関する自転車製品の開発 ⑪自転車指導啓発重点地区・路線における重点的な取締りの実施 ⑫リヤカー牽引自転車への交通ルールの周知徹底 ⑬地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進
	16. 学校における交通安全教育の推進	①交通安全教室の講師へ向けた講習会開催 ②交通安全教育の海外先進事例等の周知 ③自転車通学・通行の視点を踏まえた通学路の安全点検の実施 ④自転車通行空間の整備に合わせた通行ルールの広報啓発（再掲15-⑦）
	17. 自転車通行空間の計画的な整備推進（1の再掲）	①地方公共団体における自転車活用推進計画策定の支援（再掲1-①） ②ガイドラインに基づく自転車通行空間の整備推進（再掲1-②） ③「自転車車線」設置に関する規定の追加（再掲1-③） ④自転車通行空間の事例集の作成（再掲1-④） ⑤道路標識・道路標示・信号機の適切な設置・運用（再掲1-⑤） ⑥自転車マップ作成及びWeb地図の在り方の検討（再掲1-⑥） ⑦オリンピック・パラリンピックに向けた自転車通行空間の整備推進（再掲1-⑦）
	18. 災害時における自転車活用の推進	①災害時における自転車活用に関する検討 ②国道事務所等への自転車配備による危機管理体制の強化

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項



(1) 関係者の連携・協力

- ・政府においては、関係府省庁が緊密に連携して、自転車活用推進計画の実施を推進。
- ・政府は、地方公共団体に対して、地方版推進計画の策定を促し、技術的な支援を行うとともに、計画策定にあたっては、関係者の意見を幅広く聞くよう働きかけ。
- ・自転車活用推進計画又は地方版推進計画に位置づけられた施策の実施に当たっては、国、地方公共団体、事業者、国民等の関係者が相互に連携を図りながら協力し、それぞれの役割に応じた取組を積極的に実施。
- ・国、地方公共団体、NPO、関係団体等の担当者や大学関係者等の関係者による会議等を開催し、先進事例の横展開や課題解決に向けた議論を実施。

(2) 計画のフォローアップ・見直し

計画の進捗状況について毎年度フォローアップを行うとともに、2020年度に計画を見直し。

(3) 調査・研究・広報活動等

- ・自転車に関する統計の整備や有効活用の推進。
- ・自転車の利用実態や自転車の活用による医科学的効果に関する調査・研究について産官学が連携して取り組むよう働きかけ。
- ・広報に関する国や関係団体等の横断的な協議会を設置し、広報内容の充実・強化等の協力を要請。
- ・自転車の魅力を多面的に訴求し、自転車の利用意欲の向上を図る戦略的な広報活動を実施。

(4) 財政上の措置等

国は、施策の実施に必要な財政上の措置等を講じるとともに、その負担の在り方について検討。

(5) 附則に対する今後の取組方針

- ・道路交通法に違反する行為への対応については、自転車運転者講習制度の運用状況等も踏まえつつ、必要に応じて検討。
- ・自転車の損害賠償については、条例等による保険加入の促進を図るとともに、新たな保障制度の必要性等について検討。



自転車活用推進計画の要件(自転車活用推進法第9条)

政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関する講ずべき必要な法的上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画(以下「自転車活用推進計画」といふ。)を定めなければならない。

自転車の活用の推進に関する基本方針(法第8条)

自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

- ①自転車専用道路等の整備
- ②路外駐車場の整備等
- ③シェアサイクル施設の整備
- ④自転車競技施設の整備
- ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備
- ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等
- ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化
- ⑧交通安全に係る教育及び啓発
- ⑨国民の健康の保持増進
- ⑩青少年の体力の向上
- ⑪公共交通機関との連携の促進
- ⑫災害時の有効活用体制の整備
- ⑬自転車を活用した国際交流の促進
- ⑭観光来訪の促進、地域活性化の支援
- ⑮その他特に必要な施策